

令和 7 年度指定居宅介護支援事業者への
一部業務委託（事業廃止及び市外事業者への委託）

令和 7 年 8 月

高齢福祉課

令和7年度指定居宅介護支援事業者への一部業務委託（事業廃止及び市外事業者への委託）について

1 受託事業者の事業廃止

令和7年2月13日開催の山口市地域包括支援センター運営協議会において、医療法人社団曙会は、委託要件に適合する事業者であると認められ、令和7年度の委託予定事業者として承認されました。

その後、当該法人の「佐々木在宅ケアセンター」が令和7年5月末で事業を廃止することとなりましたことから、本運営協議会で報告を行うものです。

なお、当該事業所の利用者については、令和7年度の委託事業者である有限会社ベストライフが令和7年6月1日付けで新たに立ち上げられました「湯田ケアプランセンター」にて、引き続き指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを受けています。

【廃止事業所】 佐々木在宅ケアセンター

法 人 名	医療法人社団曙会
事 業 所 住 所	山口市泉都町9番7号
事 業 所 番 号	3570300073
介護支援専門員数	5名（常勤4名、非常勤1名）

（参考）湯田ケアプランセンター（令和7年6月1日～）

法 人 名	有限会社ベストライフ
事 業 所 住 所	山口市泉都町12番26号
事 業 所 番 号	3570303960
介護支援専門員数	4名（常勤4名）

2 市外の指定居宅介護支援事業者への委託

I 受託事業者の報告

下記の市外の指定居宅介護支援事業者と業務委託契約を締結しましたので、次のとおり報告します。

法 人 名	社会福祉法人三交会
事 業 所 名	青葉台さくら苑在宅介護支援センター
事 業 所 住 所	東京都目黒区青葉台3丁目21番6号
事 業 所 番 号	1371000199
委 託 年 月 日	令和7年7月18日
介護支援専門員数	5名（常勤4名、非常勤1名）

Ⅱ 市外の指定居宅介護支援事業者への業務委託について

(1)本市が市外の指定居宅介護支援事業者（以下「市外事業者」）に対し指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部（以下「一部業務」）を委託することができるのは、次のいずれかに該当する場合としています。

①市外事業者が所在する市町村の地域包括支援センター運営協議会が、当該市外事業者の一部業務を委託できる事業者として承認しているとき。

②当該市外事業者が、市外事業者が所在する市町村の指定介護予防支援事業所との一部業務の委託契約に基づき一部業務を実施しているとき。

(2)一部業務の委託契約締結後は直近の運営協議会において報告します。

※委託契約にあたり、Ⅱ（1）②の条件を満たしていることを目黒区へ確認しています。